

関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた21日の福井地裁の判決要旨は次の通り。

本来的に不可能だ。このような施設の対応策があり、大事故に至らないと主張する。しかし事態が深刻であるほど、混乱と焦躁の中で従業員に適切、迅速な措置を取ることは求めることができない。地盤は従業員が少なくなる夜も同じ確率で起き、人員の数や指令系統の中心の所長がいるかないかが大きな意味を持つことは明白だ。